

公 示 日：2026年6月24日（水）

調達管理番号：26a00390

国 名：パキスタン

担 当 部 署：地球環境部水資源グループ水資源第一チーム

調 達 件 名：パキスタン国イスラマバード上下水道・排水マスタープランプロジェクト詳細計画策定調査（下水道・排水・環境社会配慮）

適用される契約約款：

- ・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

### 1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：下水道・排水・環境社会配慮
- （2）格 付：3号
- （3）業務の種類：調査団参团

### 2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2026年8月中旬から2026年10月下旬
- （2）業務人月：1.27
- （3）業務日数：

準備業務	現地業務	整理業務
5日	23日	5日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1部
- （2）見 積 書 提 出 部 数：1部
- （3）提 出 期 限：2026年7月8日（水）（12時まで）
- （4）提 出 方 法：国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。（<https://partner.jica.go.jp/>）

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください。

([https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER\\_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB\\_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf](https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf))

- ◇ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。  
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版の  
「別添資料 11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

- ◇ 評価結果の通知：2026 年 7 月 17 日(金)までに個別通知  
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。
- ◇ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載  
(<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/0230630.html>) のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の  
説明を取り止めます。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等：

- ① 業務実施の基本方針 16 点
- ② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

(2) 業務従事者の経験能力等：

- ① 類似業務の経験 40 点
- ② 対象国・地域での業務経験 8 点
- ③ 語学力 16 点
- ④ その他学位、資格等 16 点

(計 100 点)

類似業務経験の分野	下水道・排水に係る各種調査 (環境社会配慮に係る調査の経験を 有することが望ましい)
対象国及び類似地域	パキスタン及び全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

パキスタン・イスラム共和国(以下、「パキスタン」という。)では、年間約2.5%の人口増加が続いており、特に都市部での人口集中が顕著である。気候変動の影響により都市で利用可能な水資源は一層逼迫しており、生活環境、産業活動、都市の持続的成長に対する制約となっている。連邦政府は国家経済移行計画「URAAN Pakistan」(2024年)において「水ガバナンス」を重点分野の一つに位置付け、持続可能な地下水管理、水価格の合理化、官民連携の促進を優先事項としている。また、「National Water Policy」(2018年)では、安全な飲料水へのアクセスを基本的人権と位置付け、公的水セクター組織の能力強化及び都市水道事業体の財務持続性の確保を重要課題としている。

イスラマバード首都圏は1992年に制定されたゾーニング規則によって5つのゾーン<sup>1</sup>に分割されている。首都圏全体の人口は約236万人(2023年国勢調査)であり、ゾーン1の人口は約100万人と推計されている。イスラマバード首都圏では、1960年の都市マスタープラン以降、上下水道・排水分野に特化した包括的なマスタープランが策定されてこなかった。従来、首都開発局(Capital Development Authority。以下「CDA」という。)が都市開発と上下水道・排水サービスを担ってきたが、その後、イスラマバード首都自治体(Metropolitan Corporation Islamabad。以下「MCI」という。)との権限分散を経て、2024年に水供給、下水・排水処理に関する機能がCDAへ再移管され、CDA内部に新たな水管理組織としてイスラマバード水公社(Islamabad Water。以下「IW」という。)が設立された。IWは、事業体型の運営を志向しつつ、上下水道・排水サービスを統合的に担う組織として整備が進められているが、発足直後であり、組織体制、人員配置、技術力、財務管理、事業運営の各面で能力強化が必要である。

イスラマバードの給水は、周辺のダム及び地下水(Tube Wells)等に依存している。CDA及びIWによれば、既存施設の設計能力に対して実際の供給量は低下しており、現在の供給能力は約32万m<sup>3</sup>/日にとどまる一方、需要はその約2倍に達すると見込まれている。多くの地区では1日1~3時間程度、又は隔日給水に限られており、不足分を自家井戸、民間井戸、給水車等で補う世帯も多い。地下水については水位低下、水質悪化、ポンプ設備の老朽化、電力費負担の増大が

---

<sup>1</sup> ゾーン1が計画都市、ゾーン2が民間住宅開発地域、ゾーン3が自然保護・開発制限地域、ゾーン4が農地・限定開発地域、ゾーン5が民間住宅・農地開発地域として規制されている。

課題であり、長期的には Tarbela ダムを含む新規水源開発及び既存水源の有効活用を組み合わせた段階的な水源計画が不可欠である。

料金制度面では、定額制が中心であり、水道メーターの整備は限定的である。このため、使用量に応じた料金徴収、無収水管理、顧客管理、財務改善が十分に進んでいない。CDA 及び IW は、地下水供給エリア等を対象に、配水区域の水理的分離、給水時間・水圧の改善、漏水修繕、メーター設置、従量料金制への段階的移行を組み合わせたパイロット活動に関心を示している。一方、これらの取組を市全体のサービス改善及び投資計画に接続する体系的な計画は未整備である。

下水道・排水分野では、ゾーン 1 を中心に下水管渠及び下水処理施設が整備されているものの、管渠の老朽化、閉塞、浸入水、処理能力不足により、十分な処理が行われていない。ゾーン 2~5 では民間住宅開発や個別開発が進む一方、下水道・排水施設は開発スキーム単位又は個別処理に依存する部分が多く、未処理排水の流出、地下水汚染、局所的な浸水、自然排水路の遮断等の課題が顕在化している。雨水排水は地形上自然流下が可能な区域も多いが、都市化の進展、排水路の維持管理不足、無秩序な開発により、流域・街区レベルでの排水計画が必要となっている。

以上を踏まえ、イスラマバード首都圏においては、上水、下水、排水、水源開発、施設整備、運営維持管理、料金・財務、環境社会配慮を一体的に扱う中長期のマスタープランを策定し、あわせて CDA や新設組織である IW の組織・技術・財務能力を強化することが急務である。パキスタン政府は、こうした背景に基づき、開発計画調査型技術協力「イスラマバード上下水道・排水マスタープラン策定プロジェクト」を要請した。本事業は、イスラマバード首都圏における上下水道・排水サービスの改善と持続的な事業運営に向けた中長期計画を策定し、その実施能力の強化に寄与するものである。

このため、本詳細計画策定調査では、プロジェクトの内容や実施体制を検討するための情報を収集・分析・整理した上で、パキスタン側関係機関とプロジェクトの内容や実施体制を協議し、プロジェクトに関わる合意文書締結を行う予定である。

## 7. 業務の内容

本業務の業務従事者は、開発計画調査型技術協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣される「水道技術・水源管理」分野の業務従事者、JICA 職員等と協議・調整しつつ、下水道、雨水排水及び環境社会配慮の観点から、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、準備・現地・整理業務の全工程は、ジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する視点

に立って、調査分析・検討する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 準備業務(2026年8月中旬～2026年8月下旬)

- ① パキスタン側関係機関との協議及び交渉に向けて、JICA グローバル・アジェンダ「18. 環境管理～JICA クリーン・シティ・イニシアティブ～」及び「19. 持続可能な水資源の確保と水供給」、並びにパキスタンの上下水道・排水分野に対する JICA の協力方針における本プロジェクトの位置付けを、契約後に JICA から提供する資料等に基づいて理解する。
- ② 要請書、関連報告書等の資料、開発計画(既往マスタープラン等)、情報の収集・分析を行い、要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題、ジェンダー平等に関する取り組み状況も確認する。
- ③ 現地調査で収集すべき情報を検討し、パキスタン側関係機関(C/P 機関等)や他開発パートナー(AFD、ADB、IFC 等)に対する質問票(案)(英文)を作成する(社会・ジェンダー調査のための訪問先・質問項目を含む)。作成した質問票(案)は、現地派遣前に JICA に提出する。
- ④ JICA による対処方針(案)および協議議事録(Minutes of Meeting、以下「M/M」という。)(案)(英語)および 協力合意文書(Record of Discussions。以下「R/D」という。)(案)(英語)の作成に協力する。
- ⑤ 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務(2026年8月下旬～2026年9月中旬)

- ① JICA パキスタン事務所等との打合せに参加する。
- ② パキスタン側関係機関や他開発パートナーとの協議及び現地踏査に参加する。協議や現地踏査においては、下水道、雨水排水、衛生、污泥管理及び環境社会配慮の観点から情報収集や見解の提示を行い、論理的な結論が見出せるよう支援する。
- ③ 事前に配付した質問票への回答や上記②を通じ、担当分野に係る情報・資料を収集し、現状を把握する。具体的には以下のとおり。
  - ア) プロジェクトに関係する組織のうち、下水道・排水分野に関係する組織の概要、プロジェクトとの関連性を把握する(組織全体の把握

は水道技術・水源開発団員が主担当とし、本団員は下水道・排水分野及び環境社会配慮の観点から補完する。) あわせて、本団員は環境社会配慮に関する法制度及び実施体制について把握する。

- イ) イスラマバード首都圏の都市開発計画における下水道、雨水排水、衛生及び水質汚濁対策に関する現状、課題、戦略及び関連計画を把握する。特に都市全体の開発計画（マスタープラン）を確認し、将来見通し、都市計画に関連した制度に基づくゾーニング規則等と本プロジェクトの関係を整理する。
- ウ) IW の下水道・排水の法制度の整理及び運営状況について、経営・収支構造を含めた現状及び課題を把握するとともに、顧客構成、下水道料金徴収の状況及び課題を確認する。また、施設の維持管理及び資産管理に係る体制及び能力面の課題について整理する。
- エ) 関係機関から、イスラマバード首都圏における下水道、雨水排水設備の整備状況及び計画に関する情報を収集するとともに、CDA 及び IW に対して制度上求められる役割並びに政策的な期待（サービスエリアの拡張、未整備地域への対応、他地域との連携等を含む）を確認する。また、CDA 及び IW 側からも、首都圏内において果たすべき役割に関する検討状況をヒアリングする。
- オ) イスラマバード首都圏における下水道・排水分野の優先課題を確認し、上水道整備、給水サービス改善、水源開発及び民間住宅開発の進展と、下水道・雨水排水・衛生改善との関係を整理する。
- カ) 下水道、雨水排水、衛生、し尿・汚泥管理及び水質汚濁対策に係る関連計画、基本統計、既存資料、法令、基準、図面、GIS データ、施設台帳等の有無及び共有可否を確認する。
- キ) 民間開発業者による住宅開発（合法・違法を含む）の実態を把握するとともに、開発に伴う下水道・排水施設の整備状況及び課題を整理する。併せて、開発許認可、開発業者への指導・規制、下水道・排水に係る計画審査及び整備義務に関する関係機関の役割分担及び制度の運用状況を確認する。公的な下水道・排水の整備と民間開発業者による整備の役割分担（公的な下水道や排水路を整備する地理的な範囲など）とその設定根拠を確認する。特に都市計画に基づくゾーンごとの行政と民間の役割分担に関する法的根拠について

は留意して調査を行う。

- ク) CDA 及び IW 内の関係部局、環境社会配慮を所掌する機関、ジェンダー平等推進を所掌する機関、民間住宅開発に係る許認可・監督機関の役割分担、人員、予算、技術能力及び意思決定プロセスを確認する。特に、下水道、雨水排水、衛生、汚泥管理、施設整備、運転維持管理及び料金徴収の責任主体を整理する。これを踏まえ、本格調査における CDA 及び IW を中心とした実施体制及び能力強化(OJT 等) のあり方を検討する。
- ケ) マスタープラン内容の実現可能性の検証を目的とした下水道・排水関連のパイロットプロジェクトの活動内容(案)を検討するとともに、実施候補サイトの検討及び基本情報(住民構成、社会人口特性、管路図等)の収集を行う。
- コ) 下水道事業の運営状況について、CDA 及び IW の経営・収支構造、下水道料金又は関連料金の徴収方法、O&M 費、施設更新費、公費投入・CDA 補助・ドナー資金等の財源、財務管理、施設管理及び資産管理の現状を確認する。
- サ) ゾーン 1 を中心とする既存下水道システムについて、下水処理場および管渠施設の運転状況、施設の健全性、流下能力、接続状況、ならびに維持管理体制や技術レベルを含め、全体的な機能・課題を把握する。
- シ) 非下水道化地域及び民間住宅開発スキームにおける汚水処理の実態を確認する。特に、分散型下水処理施設(浄化槽、セプティックタンク等)の普及状況、維持管理の実態、また関連法制度について確認する。
- ス) 下水・排水の放流先および下流域における水質汚濁の実態とその要因を把握するとともに、水質・放流基準や監視・規制体制を含めた法制度及び管理状況を確認する。
- セ) 雨水排水について、道路側溝、開渠、暗渠、自然排水路、主要排水路、浸水多発地点、排水路へのごみ投棄・土砂堆積・閉塞、自然流路の遮断、都市化・民間開発による流出量増加及び洪水・浸水リスクを確認する。併せて、排水施設の整備・維持管理責任、CDA 内関係部局と IW の役割分担、民間開発事業者の責任を整理する。
- ソ) 水道整備及び給水サービス改善に伴う排水量の増加を踏まえ、同時

派遣される「水道技術・水源開発」分野の団員と連携し、上水道整備計画と下水道・雨水排水・衛生改善計画の整合性、本格調査のスコープにおける下水・排水の取扱い、及び優先プロジェクト形成に係る留意点を検討する。

- タ) 上下水道分野のパイロット活動について、下水道・排水および環境社会配慮の観点から計画内容を検討し、給水改善に伴う排水影響や施設受入能力、水質・衛生管理等の課題を踏まえた補完的対応の必要性を整理する。あわせて、住民対応や社会的配慮事項を確認し、結果の評価およびマスタープランへの反映方法を提案する。
- チ) イスラマバード首都圏における社会経済状況、水使用・排水実態、上下水道料金の支払意思、従量料金制移行への受容性、未接続世帯、自家井戸・給水車利用世帯、低所得層、非正規居住地、女性、障がい者等の脆弱層のサービス利用状況及びニーズを確認し、住民調査の設計に必要な情報を整理する。
- ツ) CDA、IW 及び関係機関による下水道・排水分野に係る気候変動対応（洪水対応等）及び社会的配慮（料金設定やサービス提供における低所得層配慮、ジェンダー及び社会的包摂への対応等）の取組について把握する。
- テ) CDA、IW 及び関係機関における下水道・排水分野での日本企業の技術、製品の活用状況、および日本企業の有する技術への期待及び可能性について調査する。
- ト) イスラマバード首都圏における下水道、雨水排水、汚水処理、都市開発、水質汚濁対策、環境社会配慮等に関する他開発パートナーの支援状況及び支援計画を把握し、JICA 調査との重複・補完関係及び連携可能性を検討する。
- ナ) 上記ア)～ト) 全てにおけるジェンダー視点に立った情報収集と分析を行う。加えて、支援対象国・地域の社会や組織、当該分野におけるジェンダーに関連する情報（社会規範・慣習、法制度や組織の方針・規則、男女で異なるニーズや課題等）の収集と分析を行う。なお、同情報を収集する際は、「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き【水資源】」（和文：[https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance\\_04\\_water.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_04_water.pdf)、英文：

[https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance\\_04\\_water\\_eng.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_04_water_eng.pdf)) を参照する。また、実施機関におけるジェンダー主流化の状況（例えば、実施機関職員や管理職の男女別割合や人材育成における女性参加率など）や取組の可能性について調査し、実施機関におけるジェンダー平等と女性のエンパワメントを推進する取組を反映させる。具体的な検討に際してのステップは以下のとおり。

- ① 社会・ジェンダー分析を行う。
  - ② 事業の枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
  - ③ ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討・設定する。
  - ④ ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するための指標を設定する。
- 二) ナ) の分析により把握したジェンダー課題に対応する活動（案）、活動のためのインプット（案）、活動の進捗を測る指標（案）の提案を行う。
- 又) 本格調査において必要となる現地再委託について検討し、業務実施単価に関する情報を収集する。
- ④ 国際協力機構「環境社会配慮ガイドライン」（2022年1月公布）（以下、「JICA 環境社会ガイドライン」という）に基づき、以下の調査を行う。調査結果の作成においては、「カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2025年9月）」（契約締結後に JICA より貸与する）の記載振りを参照する。
- ア) 環境アセスメント制度、住民移転・用地取得に係る法制度概要の調査。
- イ) 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく、本格調査における環境社会配慮調査の TOR 案の作成（TOR 案には、戦略的環境アセスメント（SEA）レベルの内容を含める。JICA は、本 TOR 案をパキスタン側と合意する R/D 案に添付する）。
- ⑤ 調査結果に基づき、担当分野に係る本事業の協力枠組み（案）の作成に協力する。他団員と共に、プロジェクトの対象地域、実施体制、成果、活動内容等の案を検討する。また、関係者とともに③ 二) にて提案した

- 活動、インプット、指標を協力枠組（案）に組み込むことを検討する。
- ⑥ 担当分野に係る本格調査での現地再委託の調査内容を検討し、同業務の概算費用を提案する。
  - ⑦ 担当分野に係る M/M 案、R/D 案の作成に協力する。
  - ⑧ 担当分野に係る現地調査結果を JICA パキスタン事務所等に報告する。

(3) 整理業務（2026 年 9 月～中旬 2026 年 10 月下旬）

- ① 事業事前評価表（案）作成に協力する。
- ② 報告会等に出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- ③ 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）を作成する。

(4) ジェンダー視点に立った調査分析・検討時の留意事項

準備業務と現地業務を通じて、対象国の下水道・排水・環境管理とジェンダーに関する指針や取り組み、課題状況、本案件の実施機関、受益者を含む関係者のジェンダーによって異なる課題・ニーズ、他開発パートナーや国連機関の関連情報の知見・取組状況等を把握する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### 業務完了報告書

2026 年 10 月 30 日（金）までに提出。

担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を添付し、電子データをもって提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版（以下同じ）の「XI. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料 2 報酬単価表」を参照願います。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

(2) その他留意事項

特になし。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務は2026年8月24日～9月15日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者から約1週間遅れて現地調査を開始する予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間があります。

② 現地での業務体制

ア) 総括 (JICA)

イ) 上水計画 (JICA)

ウ) 下水道計画 (JICA)

エ) 協力企画 (JICA)

オ) 水道技術・水源開発 (別途、契約予定のコンサルタント)

カ) 下水道・排水・環境社会配慮 (本コンサルタント)

③ 便宜供与内容

JICA パキスタン事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎：あり

イ) 宿舍手配：あり

ウ) 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供 (JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)

エ) 通訳備上：なし

オ) 現地日程のアレンジ：JICA がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供：なし

## (2) 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部水資源グループ水資源第一チームから配付しますので、gegwt@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

- ・要請書
- ・IW 作成のプレゼン資料 (既往の拡張プロジェクトの概要、主要業績指標の推移、水需要予測、拡張計画、マスタープランの必要性に関する説明を含む)
- ・ジェンダーに係る詳細計画策定調査での調査項目案

② 本業務に関する以下の資料が、ウェブサイトで公開されています。

- ・ JICA グローバルアジェンダ「環境管理～JICA クリーン・シティ・イニシアティブ～」  
[https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/env\\_manage/ku57pq00002cu9rb-att/env\\_manage.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/env_manage/ku57pq00002cu9rb-att/env_manage.pdf)
- ・ JICA グローバルアジェンダ「19. 持続可能な水資源の確保と水供給」及びクラスター事業戦略「水道事業体成長支援」  
[https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/water/ku57pq00002cybbn-att/business\\_strategy\\_01.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/water/ku57pq00002cybbn-att/business_strategy_01.pdf)
- ・「パキスタン国ファイサラバード上下水道・排水マスタープランプロジェクト最終報告書要約」(2019年2月)  
[https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618\\_117\\_12339271.html](https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_117_12339271.html)  
↓
- ・「パキスタン国 上下水道・排水セクターにかかる情報収集・確認調査ファイナルレポート」(2021年12月)  
[https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618\\_117\\_12367199.html](https://openjicareport.jica.go.jp/618/618/618_117_12367199.html)
- ・ JICA 気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT: 緩和策 Mitigation)  
[https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation\\_j.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/mitigation_j.html)  
↓
- ・ JICA 気候変動対策支援ツール (JICA Climate-FIT: 適応策 Adaptation)  
[https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation\\_j.html](https://www.jica.go.jp/activities/issues/climate/adaptation_j.html)  
↓

・「JICA 事業におけるジェンダー主流化のための手引き 水資源」

[https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance\\_04\\_water.pdf](https://www.jica.go.jp/Resource/activities/issues/gender/materials/ku57pq00002hdtvc-att/guidance_04_water.pdf)

### (3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務パキスタン事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。  
<https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html>
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。
- ⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。
- ⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタ

ントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上